

地域経営推進費取扱要領

制 定	平成 19 年 3 月 26 日	地域振興部長決裁
一部改正	平成 22 年 3 月 19 日	地域振興部長決裁
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 23 年 8 月 10 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 24 年 3 月 22 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 27 年 3 月 27 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 28 年 3 月 25 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 29 年 3 月 29 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日	政策地域部長決裁

1 目的

この要領は、市町村やN P O、民間団体等との適切な協働関係に基づき、広域振興局がそれぞれの広域振興圏において、現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進することにより、分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域を目指し、人口減少問題をはじめとした県政の重要課題に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を促進するための経費である地域経営推進費（以下「推進費」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象事業

推進費の対象事業は、県が単独施策として行う事業（国庫補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費に対する補助以外のものに限る。以下「県事業」という。）並びに市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプランー地域振興プランー」等の推進に取り組む事業（以下「市町村事業」という。）とし、その範囲及び一事業当たりの推進費の限度額（以下「一件限度額」という。）は、別表1に定めるところによるものとする。

3 運用基準

- (1) 県事業は、市町村との適切な役割分担の下、本庁政策との整合性を十分に図り、次の基本的な考え方に基づき、事業の選択と集中を図るよう運用するものとする。
 - ア 広域性及び専門性の観点から、広域振興局が実施することが適当であると認められること。
 - イ その他事業の継続性や地域の状況を勘案して、広域振興局が実施する必要性、緊急性が特に高いと認められること。
- (2) 県事業を補助金として運用する場合は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及び地域経営推進費交付要綱（平成 19 年 3 月 26 日付け地域振興部長通知。以下「要綱」という。）によるものとする。
- (3) 広域振興局以外の県の機関が県事業を行う場合は、当該機関の長から事業計画書による配分協議を受けて広域振興局長（以下「局長」という。）が決定するものとし、その事業手順は別表 2 に定めるところによるものとする。
- (4) 市町村事業は、規則及び要綱により交付するものとする。
- (5) 県事業及び市町村事業間で局長が必要と認める場合は、相互に予算を充当できるものとする。

4 対象事業の決定

対象事業の決定は、推進費の目的が達せられるよう総合的な判断のもとに局長が行うものとする。

5 配分方法

推進費は、別に定める基準により、当該広域振興局の実情等を勘案し、政策地域部長が配分するものとする。

6 推進費の適正な執行

広域振興局は、推進費が適正に執行されるよう適切な執行管理等を行うものとし、別に定めるところにより執行状況の報告を行うものとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、推進費の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

別表1（2関係）

対象事業等			
事業	大区分	小区分	一件限度額等
県事業	地域の自立を支える産業の振興	ものづくり産業	1 一件限度額は、予算の範囲内で局長が定める。 ただし、市町村事業における2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資する事業については、一件限度額を1,500万円とする。
		食産業	
		観光産業	
		地場産業	
		雇用環境の整備	
		農林水産業	
	安全・安心な地域社会の構築	地域医療・健康づくり	
		子育て・福祉	
		防災・危機管理	
		環境	
	分権型社会の実現に向けた仕組みづくり等	市町村優先の行政システムの構築	2 繼続運用は行わない。 ただし、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認める。
		NPO等との協働・地域コミュニティ対策	
		県際・圏域間での連携	
	「岩手県文化・スポーツ振興戦略」の推進に取り組む事業		
	その他圏域の課題解決に必要な事業		
市町村事業	「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン－地域振興プラン」等の推進に取り組む事業（2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資する事業を含む。）		

別表2 (3(3)関係)

広域振興局以外の県の機関が県事業を行う場合の事務手順

